

このご意見提出者とは次のようなやり取りをしています。

第1回ご意見提出：1月11日，委員会回答：3月21日

第2回ご意見提出：3月28日，委員会回答：6月19日

ここには第2回のご意見とそれに対する委員会の見解を示します。

第1回目のご意見とそれに対する委員会の見解（2001年3月21日回答欄に記載）も参照してください。

2001年6月19日

頂いたご意見

1. 会員の関心 倫理規定を制定するという活動が学会として正当性を持つためには、学会員の大多数がそれに関心と賛意を寄せている状況でなければ出来ない。学会誌に載せて呼びかけても、寄せられた意見が21件とは少なすぎるし、この討論会にも会場が一杯になるほどの機運が盛り上がっていかねばとても制定できず、学会員は冷めていると見なければならぬ。

頂いたご意見に対する委員会の見解

会員の関心がまだ低いことについては、委員会としても残念に思い、また努力の足りなさを反省しているところです。しかし、どの程度まで関心が高まれば制定できるのかは、判断の難しいところです。どこかの段階で制定に踏み切らざるをえないことも確かです。また制定することで関心が高まることも期待できます。このようなことから委員会としては、現段階で案をまとめ、理事会や総会にその採否について問うこととしました。この背景には、委員会の活動期限が当初より2年と定められていたこともあります。

なお、委員会の仕事は倫理規程の原案を作成することであり、決定するのは理事会や総会であることはご理解ください。

頂いたご意見

2. 不可能を強制 現在提案の倫理憲章の下に来る行動指針にはたくさんの「しなければならない」こと、「してはならない」ことが盛り込まれているが、これらは難しい要求とみなされ、とても普通の学会員にとって出来ないことに思える。例えば、前文にある「自己の行為に誇りと責任を持つ」は、責任は当然としても「誇りを持つ」と誰かが強要することが必要なのか、平凡に責務を果たしているだけの人はいけないのかと疑問を持たれる。「公衆が安心できるよう努め」、「技術・知見の継承に努め」に至っては、どのような方法がよいか分かる人は少ない。各自の解決を求めるとの説明があったが、それなら、なぜ「ねばならない」となるのか。全体に不可能を強制している感が強く、そっぽを向かれかねない。

頂いたご意見に対する委員会の見解

「行動指針」というと原子力分野では安全審査指針などを想起させ、絶対的に守らねばならないものという印象が強いので、これを「行動の手引き」という名称に改めました。

また「しなければならない。」との表現を「する。」という決意表明の文に修正いたします。倫理規程案を字句どおりに守ろうとすると、不可能な場合がでてきます。たとえば、一つの条項を守ろうとすると他の条項を守れないという状況もありえます。程度問題ということもあります。どこまでは許され、どこからは許されないのかの判断は、会員自身に任せられます。どのような手段を用いて倫理規程案を守るのかは状況によって異なりますので、これも会員自身で考えていただくしかありません。倫理規程が会員に要求するのは、それを守るように心掛けることです。これは不可能の強制とはなっていないと考えます。

なお倫理規程案で規定しているのは、専門家としての行為です。誇りなどは持たず平凡に責任だけ果たしさえすれば良いという態度は、真の意味で責任ある専門家の態度とはいえません。責任には様々なレベルがあります。悪を行なわない（過失しない）ことが最低限のレベルとすると、悪を防ぐ（過失を防ぐ）のはその上のレベルです。さらに上のレベルが、善を行なうことです。上のレベルの責任を果たすよう努力する原動力は専門家としての誇りではないでしょうか。

どのような手段を用いて倫理規程案を守るかについては、状況ごとに異なると書きましたが、想定されるいろいろな状況に対しどのような手段が考えられるか、今後会員同士で議論し、提示していくことが有用だと考えます。このような事例研究には時間がかかりますので、倫理規程制定委員会に引き続き設置が検討されているフォローアップの委員会着手したいと思えます。

頂いたご意見

3. 法理的にも無理 学会の設立趣旨に賛同し、発表や情報交流の場を求めて入会した会員には、後からできた厳しい規定を認めよと踏み絵を迫ることになる。「指導的立場」や「不断の努力」、「公開させる」行動を全会員に求めることはできない。努力目標とは言えない規定になってくる。世の中の会員団体にはこの様なことが行われる例は希で、囲碁クラブに入った後から「囲碁の普及発展に努めなければならない」と言われるようなもので、義務はない。法規との関係も未整理で、今後入会する人には承諾を求めるという説明は、それ以前からの会員と差を設けることで問題がある。

頂いたご意見に対する委員会の見解

学会の目的の一つが「原子力の開発発展に寄与すること」であることは現在の定款でも謳われているところです。この条文は学会発足当時から存在したもので、その精神は全会員が理解しているものと期待いたします。入会後に規則が変わり、「原子力の開発発展に寄与する」よう言われたのでないことはご理解ください。

また、囲碁クラブを例として使われていますが、囲碁クラブと学会ではその使命がまったく違います。学会は今、専門家の見解を社会に示していくことが求められており、声明や技術基準の発表などに力を入れています。これらが社会に受け入れられるためには、どのような組織がそれを発表したのかについての説明が必要です。その組織の構成員の倫理観がどのようなものであるかを示すことも説明責任の一つです。自分たちだけで楽しんでい

ればよい囲碁クラブと同列に論じることはおやめください。

組織は時代の要請に応じてその事業内容を変えていく必要があります。組織の規則や形態は構成員全員の合意がなければ変更できないというものではありません。規則に基づき民主的な手続きを踏めば変更することができます。倫理規程の制定は、会員の専門職に関する倫理観の共通部分を明文化し内外に示すということで、ある意味では大きな変更にあたります。したがって規則に基づき民主的手続きにしたがって制定されなければなりません。この手続きをどうするかは理事会や総会が判断することで、制定委員会が決定するものではありません。しかし委員会として民主的手続きがとられることを切望していることだけは申し添えます。

今後入会する人だけを差別するのは確かに問題です。そのような提案は委員会としては行っておりません。

頂いたご意見

4．規定上の不備 「常に改訂されるべきものと考えている」との説明も、現当事者がそうであっても、固定され易く、よほどのことがないと改訂されにくいのみか、一人歩きさせる者がいても防ぐ手段が講じられていない。柔軟な改訂に関する付帯決議もない。倫理規定は「価値観を押し付けているのではない」というが、その様に書いた部分がない。

頂いたご意見に対する委員会の見解

これまでは倫理規程案紹介の文章においてだけ簡単に記述し、倫理規程の中では記述していなかった「倫理規程とは何か」についての下記のような解説を、行動の手引きの前文中に取り込むことにいたします。

「本倫理規程は日本原子力学会会員の専門活動における心構えと言行の規範について書き示したものである。我々会員はこれを自分自身の言葉に置き直して専門活動の道しるべとすることを宣言する。」

「以下に記す条項は、前文と憲章で述べた規範を実現するため守るべき事柄である。我々はここに記述した条項すべてを同時に守りえない場面に遭遇することも認識している。そのような状況において、一つの条項の遵守だけにこだわり、より大切な条項を無視しないよう注意することが肝要である。多くの条項を教条主義的に信じるのではなく、倫理的によりよい行動を探索し、実行することを誓う。」

「個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではなく、またある程度の多様性は許容されるものである。しかしその多様性の幅についても明示していくよう、我々は今後努力する。また、規範は時代とともに変化することも念頭に置き、我々は本倫理規程を見直していくことを約束する。」

頂いたご意見

5．会員の保護 公開の内部告発が組織の守秘義務に上回る規定となるのであれば、法規では、組織がその者の違反を問うてはならない旨明記して保護しているが、学会には保護の権限がないのに義務として奨励しているのは、無責任となる。組織内で差別を受けた場

合、学会に訴えたら、また学会を訴えたらどうできるか考える必要がある。

頂いたご意見に対する委員会の見解

現状では学会には会員を保護する能力がないのは事実です。改正された炉規法により保護されることにはなっていますが、それで十分であるとも考えておりません。専門家として倫理的な行動をした会員が職業上の不利益をこうむった場合、学会としてその会員を支援する手立てはいろいろ考えられます。倫理規程制定委員会に引き続き設置が検討されているフォローアップの委員会では、そのような制度の検討にも着手すべきだと考えます。

なお、倫理規程はその条項を字句どおり適用しさえすれば良いというものではないことは、ご意見2への回答でも書きました。実際にどのような行動をとるかは最終的には会員個人の判断に委ねられます。当面、学会としてできることは、会員が常に倫理を意識して専門職を遂行するよう呼びかけることと、どのような行為が倫理的かのガイドラインを示すことだけです。この点を会員が理解すれば、会員が学会を訴えるようなことは生じ得ないと考えます。

頂いたご意見

6. 改善方向 全体を行動規範を示す憲章のみとし、義務や違反的表現になっている行動指針に表すのをやめる。会員はそれぞれの価値観に基づく倫理観をそれをきっかけに十分確立していけるであろう。

頂いたご意見に対する委員会の見解

行動の手引きについてはさらに検討を加えさせていただきたいと存じます。ただ、会員がばらばらにそれぞれの価値観に基づく倫理観を確立しさえすれば十分だとは考えておりません。会員の倫理観の共通部分をできるだけ詳しく明文化し、学会の内外に示していくことは次の意味で大切です。

ご意見3への回答でも書きましたように、公衆の生活に関わりのある活動、たとえば技術基準の策定などを行ないながら、倫理規程を示せない組織は、説明責任を果たしているとはいえません。原子力学会が責任ある学会となっていくためにも、一般のかたから会員がどのような倫理観で行動しているのかを示さねばならない時期にあると考えます。

どのように行動すれば倫理的行動といえるか、判断に迷う場面に全く遭遇しない会員はごく少数のはずです。多くの会員が程度の差こそあれ悩みながら倫理的行動を選んでいるのだと思います。これまで学会の中でこのような議論が行なわれてこなかったことこそが問題だと考えます。事例研究を進め、どのように振舞うべきかについて適切な道しるべを示していき、会員が悩む機会を少しでも減らすためにも、詳しく書かれた倫理規程は存在価値があるのだと思います。もちろん現段階では十分な道しるべとなっていないことは認めます。しかしそれに近づける努力そのものは否定しないでいただきたいと存じます。